

第3章 景観マスタープランの理念と目標

1. 景観マスタープランの理念

松阪市総合計画では、将来の都市像である『市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市 まつさか』の実現化をめざし、『市民・行政の協働による都市(まち)づくり』『地域社会・コミュニティを重視した都市(まち)づくり』『交流と連携を生かした都市(まち)づくり』を基調とした基本的な考え方が示されている。

高見山地より連なる美しい山並み、橿田川、阪内川、中村川をはじめとする清らかで美しい流れ、伊勢湾の豊かな恵み、その中で育まれてきた歴史的、文化的な多様な個性が、本市の豊かな景観を形成しており、次世代に誇りをもって伝えていかなければならない。

そこで、本市における良好な景観の形成とは、目の前にある表面的なものだけではなく、生活・文化・産業にさらに磨きをかけ、市民一人ひとりが、そして個々の地域が光り輝き、市民のだれもが誇りと愛着を持ち、美しさに満ちた質の高い郷土づくりをめざすことと考える。

それには、市民と行政がいっしょに歩める“わかりやすさ”を大切にするとともに、景観法に規定される基本理念などもふまえ、景観マスタープランの理念を次のとおり定める。

□松阪市の将来像と景観マスタープランの理念

松阪市総合計画

●将来の都市像

『市民・地域の個性が光り輝き、誇りと美しさを備えた交流都市 まつさか』

- ・市民と行政の協働による都市(まち)づくり
- ・地域社会・コミュニティを重視した都市(まち)づくり
- ・交流と連携を生かした都市(まち)づくり

景観法

●基本理念

- 1 国民共通の資産である。
- 2 人々の生活や経済活動等との調和により形成される。適正な制限のもとで調和させることが必要である。
- 3 地域住民の意向を踏まえ形成が図られなければならない。
- 4 地域間の交流の促進に大きな役割を担う。地方公共団体、事業者及び住民により一体的な取組が必要である。
- 5 良好な景観の形成は、保全することに加え、創出することも含まれる。

景観マスタープランの理念
『誇りと美しさの継承と再生』
みんなでいっしょに歩む景観まちづくり



旧松坂御城番長屋
(通称:御城番屋敷)



中川駅の夜景



市場庄のまち並み



深野の棚田



高見山の樹水

2. 「景観」とは(松阪市における景観の意義)

景観とは、目で観ることのできる山、川、海などの地形や寺社、商業・業務施設などの建造物、歴史的なまち並みなどであり、また、祭りや季節行事、伝説など、感じたり、聞いたりすることにより、郷土の情景を思い浮かべる契機となるものである。

このように、景観は、特別なものではなく、普段の日常生活の中で、観たり、感じたり、聞いたりするものである。

また、良好な景観は、市民自ら、長い年月をかけて、地域それぞれの風土にあった、生活や生業等の積み重ねにより形成されるものである。

そして良好な景観は、市民生活にゆとりと潤いを与え、郷土愛を育み、地域の魅力づくりにつながるものとなり、先人たちの知恵を受け継ぎ、次世代を担う子どもたちの豊かな感性を育む契機となる。

そこで、「松阪市における景観の意義」を、次のとおり整理する。

【景観とは】

(1) 誇り

その場所自体に歴史性、文化性、娯楽性、希少性などの魅力があり、市民として誇り、地域社会・経済への貢献が期待できるもの。

(2) 継承

先人たちの知恵により守り、育まれてきた豊かな歴史や美しい自然であり、地区住民に大切にされ、市民の誇りとして、継承に値するもの。

(3) 郷土愛

その場所や行事自体に魅力があり、地区住民の郷土愛(心のふるさと)を育むために有効に作用することが期待できるもの。

(4) コミュニティ

地区の優れた景観を守り、育むための活動が展開され、また、将来において地区のコミュニティや地区の活性化に資するもの。

(5) 快適性

概ね誰が見ても良好な景観であると認識でき、あるいはその景観に囲まれた生活を快適に感じることができるもの。

(6) 公共性

誰もが気軽に自由にその場所に行け、あるいはその活動に参画することができて、地区住民がいっしょに楽しむことができるもの。

(7) 実現性

その場所において、みんなが「松阪市の良好な景観」として共有した考え方にに基づき、活動や施策を展開し、さらに魅力ある場所となることが期待(イメージ)できるもの。

3. 景観マスタープランの目標

景観特性や景観マスタープランの理念、「景観とは」をふまえ、景観マスタープランの目標を次のとおり定める。

(1) 共通目標

地域の良好な景観を考えることで、地域住民の意思疎通を図り、コミュニティの活性化やまちづくり活動を始める契機とするとともに、美しい景観を共通の資産であることを認識することで、地域への郷土愛を育み、美しいまち並みや快適な生活環境の保全と充実を図る。

(2) 個別目標

① 城下町や街道沿いに培われた歴史的まち並みの保全と継承

先人達がつくり上げてきた城下町や街道沿いの歴史的なまち並みなど、地域で培われてきた景観を保全するとともに、このためのルールを地域住民みんなで考え、次世代に継承する。

② 農業、林業、漁業と共に培われた集落景観の保全と継承

地域における人々の生活や営みにより築かれてきた景観や身近な文化を保全するとともに、都市と農村や山村、漁村との交流により、新たなコミュニティの形成を図り、持続性のある営みと調和した集落景観を次世代に継承する。

③ 美しい自然景観の保全と継承

山や平野、海、河川など、地域の誇りある美しい風景を保全するとともに、これらへの眺望が確保できる場所や景勝地を守り育むことにより、地域の美しい自然景観を次世代に継承する。

④ 現代の住宅地景観の保全と創造

郊外部や既成市街地周辺部の新しい住宅地を、日々の暮らしの中で愛着をもてる場となるよう、住民みんなで守れる身近なルールを定めるなどにより、ゆとりと潤いのある住宅地景観として保全を図るとともに、親しみの持てる暮らしの場の創造に努める。

⑤ 活力ある産業景観の保全と創造

商業、観光、業務、工業、伝統、地場産業などの営みにより形成されてきた景観を、本市の活力を支える新たな景観として認識し保全するとともに、来訪者や交流及び定住人口の増加につながる、魅力のある新たな産業景観の創造に努める。

⑥ 景観に配慮した公共事業や公共施設の整備

地域の景観を構成する重要な要素である道路や橋梁、公園などを、良好な景観づくりを先導するものとして認識し、これらの事業にあたっては、地域の景観特性に配慮するよう誘導する。

⑦ 誇りある地域の玄関口の整備

駅周辺地区や高速道路インターチェンジ、幹線道路の市境界部、南三重の玄関口となる海上アクセス港を、来訪者が本市の第一印象を感じる大切な場所として認識し、地域の誇れる魅力ある玄関口として再生するよう、その整備を誘導する。